

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市私立保育所等整備事業
補助の区分	事業補助（協調事業補助）事業補助（建設的事業補助）
補助の概要	次世代を担う子供の心身の健やかな成長に資する環境整備をするため、市内の私立保育園等の設置者が行う保育所等整備事業に要する経費に対して補助金を交付する。
補助事業者	補助事業を実施する社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人等
補助対象経費	施設整備に必要な工事費、実施設計費等
類似補助の有無	無
※類似補助金の統合メニュー化	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	補助対象経費の3/4（上限）
※少額補助金は廃止	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	3/4の内、国50%、市25%
※補助率は原則1/2以下（市単独の場合）	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由 市の補助は1/4である。
数値目標等	数値化困難
※数値目標の設定検証	○目標に対する費用対効果（計算式） ○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 主に、既存の私立保育所等の大規模修繕等による事業実施となる。事業者負担があるため、各園で施設の老朽化の状況等を見ながら検討し、事前協議を行ってまいながら事業を実施するため、数値目標が設定できない。
補助制度開始	平成29年10月1日
見直し時期	令和1年9月30日
補助終期	令和2年3月31日
※サンセット方式の徹底	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業者による情報開示	○開示内容及びその方法（手段）
事業担当（担当部署）	子ども若者課
（電話番号）	0259-63-3126（直通）